

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和57年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和56年4月1日にA社に入社し、同社C工場に配属になり、57年3月1日に同社B工場に異動した後、62年12月に同社C工場へ戻り、現在まで正社員として継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間1か月の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の人事発令通知、事業主の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し(同社C工場から同社B工場に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、前述の人事発令通知等により、申立人は昭和57年3月1日付けで、既にA社B工場に異動したことが認められることから、同社B工場における資格取得日を同社における喪失日と同日の同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和57年5月の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の適用事業所名簿によれば、A社B工場は、昭和57年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所ではないが、同社B工場勤務に係る人事発令通知によって同年4月まで

に同社B工場に配属するとされた者が27人いること、及びそのうち5人の同僚が申立期間において同社B工場に勤務していたと供述していることから、申立期間は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月1日から同年12月1日まで

私は、昭和50年4月1日にBスクールC校に就職し、途中で同校の所在地が二度変わったものの、55年3月15日まで常勤職員として継続して勤務した。厚生年金保険の記録に空白期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月1日から55年3月15日までBスクールC校において常勤職員として勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたとしているが、オンライン記録では、50年11月1日にA社（BスクールC校を経営）での被保険者資格を喪失した後、同年12月1日に同校の姉妹校であるD学院C校で被保険者資格を取得している。

しかしながら、申立人及び同僚は、申立期間当時、同じビルの中に同じ事業主が経営していたBスクールC校とD学院C校があったと供述しており、両校が平成9年に廃止された後、当時の書類を引き継いだE学園（昭和52年設立、F県でG学院を経営）が保管しているD学院の職員名簿及び退職所得申告書を見ると、申立人の勤務期間は昭和50年4月1日から55年3月15日までと記録されていることが確認できる。申立人は、BスクールからD学院への異動を命じられた記憶はないとしている上、D学院C校で厚生年金保険の加入記録のある同僚は、「両校には合わせて6人から7人の職員がいたが、BスクールC校の職員は申立人のみであった。申立人は、申立期間も継続してBスク

ールC校で正社員として勤務し、給与も支給されていたので、厚生年金保険料も控除されていたはずである。」「両校の給与計算等は、両校を統括していたF本部が一括して管理していたが、事務管理の都合上、人数の少ないBスクールC校に所属していた申立人を、人数の多いD学院C校にまとめたのではないか。」と供述していることから、申立人は、申立期間当時、BスクールC校（適用事業所はA社）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が死亡しており、回答が得られないが、社会保険事務所の記録における申立事業所の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和50年11月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和33年1月1日から34年1月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を34年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年1月から同年5月1日まで
② 昭和33年1月1日から34年12月まで
③ 昭和35年1月から同年5月26日まで
④ 昭和36年6月11日から38年12月まで

私は、昭和32年1月ごろから34年12月ごろまで職人として、A社で勤務し、継続して35年1月ごろから38年12月ごろまでB社及びC社で勤務していたが、申立期間①、②、③及び④について厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和33年1月1日から34年1月1日までの期間については、同僚との記念写真から、申立人は当該期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、いったん、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日の昭和34年1月1日と記録されていたところ、同社が適用事業所でなくなった日を33年1月1日とさかのぼって訂正したことに伴い、申立人の資格喪失日も同日に訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人の同僚15人についても、申立人と同様、資格喪失日が昭和34年1月1日と記録されていたところ、申立人を含む全員について、33年10月に定時決定が行われているにもかかわらず、資格喪失日が同年1月1日にさかのぼって訂正されており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同

日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和33年1月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、喪失日訂正前の34年1月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和32年10月及び33年10月の定時決定の記録から、3,000円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間①については、A社における同僚の供述から申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、勤務期間を特定できない上、当時の取締役等も死亡又は所在が不明のため、厚生年金保険料の控除に係る供述が得られない。

申立期間②のうち、昭和34年1月1日から同年12月までの期間については、A社は、34年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の取締役等も死亡又は所在が不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

また、当該期間については、申立人が所持しているB社での写真の日付のメモ書きにより、申立人は、34年11月8日時点でB社に勤務していたことがうかがわれるものの、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は見当たらない。

申立期間③については、B社における同僚の供述から、申立人が勤務していたことは推認できるが、勤務期間を特定できない上、D社（B社の後継会社）は、「当時の書類は無く、厚生年金保険への加入状況については不明である。」と回答している上、B社の複数の同僚は、「入社日と厚生年金保険への加入日は異なっている。」と供述していることから、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

申立期間④については、C社における同僚の供述から申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、勤務期間を特定できない上、D社（C社の後継会社）は、「当時の書類は無く、厚生年金保険への加入状況については不明である。」と回答しており、C社の同僚からも、保険料の控除に係る供述が得られない。

このほか、申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立期間①、申立期間②のうち、昭和34年1月1日から同年12月までの期間、申立期間③及び④については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から3年3月まで

私が20歳になった日から、かなりの期間を経た後に、A市役所から国民年金保険料納付の督促があったので、父親が同市役所に問い合わせたところ、学生であっても20歳になったら保険料の支払い義務が生じるとの説明を受けたことから、平成2年か3年の冬(11月か12月)ごろ、父親が10万円から15万円くらいの保険料を用意し、母親が金融機関で一括して納付した。督促があった日から過去の未納期間の保険料をまとめて納付したにもかかわらず、申立期間が未納になっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、学生であったことから、国民年金の加入は任意である上、学生が国民年金の強制加入となった平成3年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることから、住民登録のあったA市において、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、さかのぼって国民年金保険料は納付できない期間である。

また、A市において払い出された申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者(第3号被保険者)の事務処理日等から、平成4年3月から4月ごろに払い出されたものと推認され、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の父親は、平成2年か3年の冬(11月か12月)ごろに、申立人の国民年金保険料10万円から15万円くらいを用意し、申立人の母親が金融機関で一括して納付したとしているが、納付した回数は1回だったとも供述しているところ、オンライン記録によれば、申立期間直後の3年4月から4年3月までの保険料10万8,000円を4年6月19日に過年度納付して

いることが確認できることから、申立人及びその父親は、当該保険料を申立期間の保険料と誤認している可能性がうかがわれる。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 50 年 2 月までの期間及び同年 3 月から 52 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から 50 年 2 月まで
② 昭和 50 年 3 月から 52 年 12 月まで

昭和 47 年 4 月ごろ、A 市 B 町の事業所に住み込みで勤務していた時の事業主が、私の国民年金の加入手続を行うとともに、その後 50 年 2 月まで、私の給料から国民年金保険料を天引きして、毎月、C 組合に組合費と一緒に保険料を納付していたはずであり、申立期間①が未納となっていることに納得できない。

また、昭和 50 年 3 月ごろからは、私が住んでいた A 市 D 町を担当していた C 組合の組合員宅へ、毎月、組合費と一緒に保険料を持参し、その組合員が同組合へ納付していたはずであり、申立期間②が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、E 市において昭和 44 年 12 月に払い出されているが、申立期間当時、申立人が居住していた A 市において、申立人に係る国民年金の再加入手続が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、昭和 53 年 1 月に申立人が A 市から E 市に戻った後、同市において払い出された国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の記録から、53 年 4 月の国民年金保険料免除申請手続の際に払い出されたものと推認され、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 46 年 6 月にさかのぼって被保険者資格を取得していることから、申立期間当時は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料についてC組合を通じて納付したと主張しているが、当該組合に照会したところ、「組合費以外の費用を、毎月、地域ごとの代表者が集金していたが、国民年金保険料は組合員から徴収していない。」と回答している。

加えて、申立期間①において、申立人は、事業主が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと主張しているが、事業主は「申立人のことは知っているが、申立人の国民年金に関する手続及び保険料納付に関することは覚えていない。」と供述している上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成 2 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成 2 年 6 月まで

私は、昭和 61 年に A 社に入社し、平成 2 年 6 月まで勤務した。20 歳当時は、A 社の寮に入っていたので、国民年金の加入手続は A 社が行ってくれたはずで、金額は、はっきりとは覚えていないが、送付されてきた納付書により国民年金の保険料を納付していたと思うので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金の加入手続について、「はっきりとは覚えていないが、私が 20 歳になった時、A 社が、寮に入っていた同期入社他の社員二人と一緒にしてくれたのではないかと思う。」と供述しているが、他の社員二人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録の前後の被保険者（3号 A 及び任意加入被保険者）の手続処理日等から、平成 3 年 3 月から 5 月ごろ払い出されたものと推認され、当該時点では、申立人は既に A 社を退職（平成 2 年 6 月）していることから、同社が申立人及び他の社員二人の国民年金の加入手続を一緒に行ったとは考え難い。

また、B 社は、国民年金の加入手続について、「申立期間当時、社員に代わって A 社が行っていたかどうかは明らかではない。」としている上、C 市は、20 歳到達者に係る加入勧奨について、「昭和 58 年 8 月から、20 歳到達者に対して、20 歳到達月の翌月にハガキを送付し加入勧奨を行っていたが、平成 8 年度までは、加入勧奨のみで、国民年金の加入には、別途、加入の届出が必要であった。」としている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録の前後の被保険者（3号 A）の手続処理日から、平成 8 年 9 月又は 10 月ごろに払い出され

たものと推認され、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年8月31日が資格取得日とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料は納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、「申立期間の納付書は寮に届いていたと思うが、国民年金保険料の納付頻度、納付金額は覚えていない。」としており、納付方法、納付金額についての記憶が明確でない。

このほか、昭和60年から62年までに入社した高卒社員のうち、申立人を除く12人について、国民年金の納付記録を見ると、20歳到達時から保険料を納付していることが確認できる社員は1人のみであり、残りの11人は20歳直後の期間は未納とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から 57 年 1 月 4 日まで

私は、昭和 56 年 8 月に A 社に正社員として採用され、同年 8 月 4 日に雇用保険の被保険者資格を取得しているのに、厚生年金保険の加入記録は 57 年 1 月 4 日からとなっている。

入社後、風邪や歯の治療のために事業所に健康保険証の交付を申し出たが、手続中であることを理由に年明けまでは交付されなかったものの、給与からは健康保険料が控除されていた記憶があることから、厚生年金保険料も控除されていたはずであり、申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の承継事業所から提出された「使用人異動報告書」により、申立人は申立事業所に昭和 56 年 8 月 1 日に採用されたことが確認できる上、雇用保険の加入記録では、申立人は 56 年 8 月 4 日に被保険者資格を取得し、63 年 10 月 29 日に離職していることから、申立人が申立期間に申立事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立事業所の承継事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を昭和 57 年 1 月 4 日に取得し、63 年 10 月 30 日に喪失していることが確認できる。

また、申立人は、入社後、給与から健康保険料とともに厚生年金保険料も控除されていたと主張する一方で、「入社後、風邪や歯の治療のために、事業所に健康保険証の交付を申し出たが、『今、手続中なので待ってくれ』と言われ、

健康保険証をもらったのは、翌年(昭和 57 年 1 月)になってからだった。」と供述しているところ、申立期間に申立事業所で厚生年金保険被保険者記録があり、申立事業所の承継事業所から提出された「使用人異動報告書」に名前のある同僚は、「申立人が申立期間の厚生年金保険料を控除されていたかどうかまでは覚えていないが、事務担当者が申立人の健康保険の加入手続を忘れていたようで、申立人の加入時期は、入社後しばらくしてからになったことは覚えている。」と供述している。

さらに、申立事業所の承継事業所は、申立期間の保険料控除について、「賃金台帳など、給与からの保険料控除に係る資料は残っていないので詳細は不明であるが、社会保険に加入していない社員の給与から保険料を控除することはあり得ない。申立人は、事務処理のコンピューター化のために、初めて採用した社員で、コンピューター関係の業務量や採算性を考慮しながら、様子を見ていた可能性があり、従来からある職種に従事する社員とは社会保険の加入について、区別していたかも知れない。」と回答しており、厚生年金保険の加入について他の社員とは異なる取扱いをしていた可能性がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月12日から29年1月10日まで

私は、昭和28年11月12日から29年7月までA社（昭和29年5月11日に同社からB社に船主変更）のC丸に甲板員として乗船しており、船員手帳にも28年11月12日から29年5月11日までのA社の記録があるにもかかわらず、申立期間について船員保険の記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳に、「C丸（船舶所有者：A社）に昭和28年11月12日雇入、船主変更のため29年5月11日に雇止」と記載されていることから判断すると、申立人は申立期間については、A社所有のC丸に乗船していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録により、A社は、昭和28年11月10日に船員保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、申立人が保管する船員手帳の船員保険関係欄及び失業保険金支給関係欄を見ると、船員保険の記録がある期間については、資格取得年月日等の記載は有るが、申立期間についてはそれらの記載は無い。

さらに、申立人は、昭和29年9月15日から30年3月10日までA社D営業所で船員保険の記録があることから、同営業所が船員保険の適用事業所となった28年11月24日以降の同営業所に係る船員保険被保険者名簿を調査したが、申立人の名前は無い。

加えて、昭和29年5月11日からC丸の所有者となったB社の船員保険被保険者名簿にも、申立期間において申立人の名前は無く、ほかに申立人が申立期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月から 3 年 8 月ごろまで

私は、平成 2 年 9 月から 3 年 8 月ごろまで、A 社で正社員として勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、本当にこれで間違いは無いのか確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 11 月 1 日から 3 年 7 月 19 日まで雇用保険の加入記録があること、及び申立事業所が申立人に係る平成 2 年 10 月から 3 年 7 月までの給与支払明細書を保管していることから、申立期間のうち、当該期間については、申立人が申立事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、申立事業所の事業主も、「平成元年 11 月に開業してから現在まで厚生年金保険に加入したことは無く、健康保険（国民健康保険組合）のみに加入しており、申立人の給与からは厚生年金保険料を控除していない。」と供述している。

また、申立事業所から提出された申立人の平成 2 年 10 月から 3 年 7 月までの給与支払明細書を見ると、健康保険料及び雇用保険料は控除されているが、厚生年金保険料は控除されていない上、申立事業所から提出された平成 2 年分及び 3 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿に記載されている社会保険料の額は、給与支払明細書に記載されている健康保険料及び雇用保険料の合計額と一致しており、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 2 月から 51 年ごろまで
② 昭和 51 年から 52 年ごろまで
③ 昭和 52 年から 53 年 12 月ごろまで
④ 昭和 53 年ごろから同年 6 月ごろまで

私は、昭和 50 年 2 月から A 社に勤務していたが、51 年ごろに事業主の兄が経営する B 社に転勤した。その後、昭和 52 年から C 社へ転職し、53 年ごろから約半年間は D 社に勤務していた。

しかし、上記 4 社に勤務していた 50 年 2 月から 53 年途中までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が当該期間において A 社に勤務していたと申し立てているが、同社は、オンライン記録から、申立期間①より前の昭和 38 年に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立人が同社の後継会社と記憶する会社は、申立期間①より後の平成 10 年に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚 4 人は姓のみの記憶のため特定できず、申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用について供述を得ることはできない上、申立人が記憶する事業主は、「廃業して、厚生年金保険に関する資料は無く、申立人の勤務状況も不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務実態等を確認することはできない。

2 申立期間②については、同僚の供述から、申立人が申立期間において、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、

申立期間②において、整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

また、申立事業所の事業主に照会したところ、事業主の妻は、「夫は平成2年に他界しており、当時の会社の資料も無く、当時の事情は分からない。」と回答している上、申立人が申立事業所に勤務していたことを記憶している同僚から具体的な供述が得られないため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の適用等について確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

- 3 申立期間③については、雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和51年6月28日から52年10月20日まで申立事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録は、申立人が記憶する申立期間③とは異なっている上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間③において、整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

また、申立事業所に照会したところ、「会社が保管している昭和38年以降の厚生年金保険加入者名簿に申立人の名前が見当たらないことから、申立人は正社員ではなく、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

さらに、申立人が記憶する同僚3人のうち、所在が確認できた2人に照会したが、回答のあった1人は申立人を記憶していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について供述を得ることができない。

- 4 申立期間④については、申立人が勤務したとするD社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人が記憶する事業所の所在地に、同じ業種で名称の類似するE社が存在しているが、オンライン記録から、厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間④より後の平成8年である上、同社に照会したところ、「申立人は、昭和53年5月から同年7月1日まで勤務していたが、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答があった。

さらに、申立人が記憶している同僚3人は姓のみの記憶のため特定できず、申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険の適用について供述を得ることはできない

- 5 このほか、申立人が申立期間において事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 3 日から 34 年 2 月 5 日まで
② 昭和 34 年 3 月 2 日から 35 年 3 月 16 日まで
③ 昭和 35 年 6 月 1 日から 37 年 1 月 25 日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に、それぞれ勤務したが、3社に勤務した期間について脱退手当金を受給したことになっている。

しかし、私は、当時、脱退手当金制度を知らなかったので、自分で請求することはあり得ず、請求した覚えもないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、支給対象月数も申立期間①、②及び③の被保険者期間を合計した月数と一致している上、C社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、同社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11か月後の昭和37年12月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金支給日において、申立人は厚生年金保険の被保険者ではない上、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間①、②及び③は同一番号で管理されていることから、3社の被保険者期間を合わせて脱退手当金を受給したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が最後に勤務したとする申立期間③に係るC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人の記載があるページ及びその前後各5ページに記載されている被保険者のうち、退職時に脱退手当金の支給要件を満たしていた女性40人について、脱退手当金の支給状況を見ると、申立人を含む7

人が厚生年金保険の被保険者資格喪失日から1年以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、このうちの1人は、「会社の事務担当者に厚生年金被保険者証を渡して、脱退手当金の請求を依頼した後、支払通知書が送られてきて、脱退手当金を受領した。」と供述していることを踏まえると、申立人についても事業主により脱退手当金の代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても、申立期間の脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1498

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 20 日から同年 7 月 26 日まで

私は、昭和 38 年 5 月に A 社に臨時社員として採用され、同年 7 月に正社員になるまでの期間について、厚生年金保険料を同社の事業主に渡していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B 社 C 支店が提出した在職証明書により、申立人が、申立期間において、申立事業所に臨時社員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、申立人が記憶する申立事業所の同僚二人についても厚生年金保険の加入記録は無い。

また、申立事業所を統括していた D 社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていたことから、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

さらに、申立事業所の事業主は既に死亡しており、保険料の控除について供述が得られない上、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。